

4 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年3月11日

◆議案関係（福祉部）

Q. 柳下礼子委員

1. 所沢市のようにマンションの多いところでは、民生委員の確保が難しい。民生委員制度の課題と見直しについて伺う。
2. 重度訪問介護の対象者が知的障害者や精神障害者まで拡大されることにより、障害の特性を踏まえた介助者の育成はどのように行うのか。また、重度訪問介護など、24時間の介護が保障されるべきであると思うが、全ての市町村で行われるために、県の指導はどのように行うのか。それから、グループホームとケアホームの一元化により、報酬や職員配置などが低い方へ一元化されるのは困るという声がある。事業所に不利益な改正とはならないか。
3. 第57号議案について、給与費の減額では特例減額分が含まれているが、具体的な影響額はどれくらいか。7月からの9か月間の福祉部全体の削減額、職員一人平均の削減額、職位の高い幹部の削減額について伺う。
4. 介護保険制度推進事業費の減額補正12億円のうち、介護支援専門員支援養成研修事業費について、国庫補助金が廃止された背景と現状について伺う。
5. 介護職員処遇改善特別対策事業費が4億1千万円の減額となっているが、なぜか。また、施設開設に合わせて1床60万円の補助が出ている事業だと思うが、来年度も引き続き補助が続くのか。
6. 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費は96,872千円の減額であるが、理由は何か。
7. 介護基盤緊急整備等特別対策事業費が13億円減額になっているが、なぜか。また、介護基盤の整備は、圏域ごとにバランスがとれているのか。

A. 社会福祉課長

1. 民生委員の推薦は、自治会か民生委員のOBによるものが圧倒的に多い。こうした方は、普段から地域貢献活動をされてきた方である。一方で、マンションや集合住宅に住んでいる方は地縁・血縁を嫌う方や転勤族が多いので、自治会の基盤が弱く、民生委員の確保が難しい状況にある。粘り強く民生委員の確保に努めたい。
6. 社会福祉施設等耐震化等整備事業費（障害者グループホームへのスプリンクラー整備補助）について、施設数は見込みを上回ったが、対象となる面積が見込みよりも減ったため減額となった。社会福祉施設等耐震化促進事業については、入札差金による減である。社会福祉施設等耐震診断助成事業については、他の助成制度を利用して耐震診断を実施したものや、賃貸物件で建物所有者の同意が得られなかったもの、あるいは移転、立替えを予定しているものなどがあり、それにより減となっている。図っている。

A. 障害者支援課長

2. 重度訪問介護の対象拡大に伴い、平成26年度より重度訪問介護従事者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程」を新たに設けることとした。また、市町村への支援について、平成26年1月末現在の居宅介護事業所は856か所あり、その内、24時間対応を行っている事業所は119か所ある。これを更に増やしていくため、研修案内等を通知し、従事者を増やしていきたい。

グループホームとケアホームの基本報酬については、これまでと同じ報酬体系が引き継がれる。グループホームに名前が変わっても報酬単価は変わらず、障害が重い方を受け入れた場合は、介護度に応じた報酬となる。また、人員配置基準についても引き続き従来基準が適用される。

A. 福祉政策課長

3. 福祉部給与費の平成25年度当初予算額は約88億7千7百万円であり、今回の減額補正額は約4億3千7百万円である。このうち、特例減額分は約3億1千5百万円である。一人当たり平均削減額は、部の現員数が1,038人なので、約30万円となる。今回の特例減額では、職位の高い職員の減額率が大きくなるように設定されている。人事課で試算したモデルケースでは、部局長級職員が61万円、課所長級職員が52万1千円の減額となっている。また、主事級職員は8万6千円となっている。

A. 高齢介護課長

4. 国庫補助金の廃止は、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）養成研修に係るもので、県負担分も併せて120万円の減額補正となる。主任介護支援専門員は、介護支援専門員を指導する者として平成18年度に創設された資格で、国は速やかにこれを養成するため、養成研修に係る補助を行ってきた。県では当初、地域包括支援センター1か所当たり2人を配置することを目標に養成してきたところ、平成24年度末で1,907人になるなど、目標を上回って順調に養成されている。このようなことから、国庫補助金も廃止されることとなった。年間約2700人いる研修受講者の負担は、従来の28,000円から1,000円上がって、29,000円になったところであるが、介護報酬上は主任介護支援専門員に係る加算があり、本人にもメリットがあることから、国庫補助金の廃止はやむを得ないものと考えている。

5. 介護職員処遇改善特別対策事業費のうち、施設開設準備経費等支援事業費については、特別養護老人ホーム等を開設する事業者に対し、施設開設の半年前から生じる職員の人件費や研修費などの準備経費に対し、1床当たり60万円を限度として補助するものである。これにより、速やかに施設を開設し、安定的な施設運営を支援し施設整備の促進を図っている。減額の理由

は、小規模特別養護老人ホームなど市町村が計画した地域密着型施設で、計画中止や申請の取下げがあったことによるものである。この事業は、当初、今年度までの期間限定の事業であったが、来年度に事業が延長となったため、基金残高の範囲内で継続して補助を行っていく。

7. この事業は、市町村が小規模特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームなど、地域密着型の介護施設等を整備する事業に補助するものである。当初、今年度までの期間限定の事業であったため、市町村が前倒しで事業を行うよう進めてきたが、小規模特別養護老人ホームなど市町村が計画した地域密着型施設で、計画中止や申請の取下げがあったために減額となってしまった。また、平成24年度限りとされていた国の地域支え合い体制づくり事業も延長されたため、国の基金へ返還不要となったものが3億4,937千円あり、合計で約13億円の減額補正となったものである。

◆調査事項関係（福祉部）

Q. 柳下委員

1. 保育所への4月からの新規入所申込について、2月に不承諾通知が交付されたと報道されている。さいたま市だけでも2,000人を超えていると聞かすが、不承諾となった児童は全県で何人なのか。
2. 不承諾となっても認可外保育施設に入所すれば待機児童にカウントされない。カウントはどうなっているのか。
3. 来年度は5,500人分拡大するというがまだ足りないと思う。認可保育所を増やすとともに、公立の保育所を増やすべきと考えるがどうか。
4. 県立社会福祉施設管理費950,455千円の関連であるが、埼玉県社会福祉事業団における常勤職員の比率を高めるべきと考えているが、現状と今後の方針はどうか。
5. 在宅重度心身障害者手当の支給は、65歳以上で障害者になった人も対象となるのか。対象

にならないのであれば、その理由は何か。

6. 発達支援総合推進センターを小児医療センターの移転にあわせて整備するようだが、発達障害の支援の在り方を十分に検討してきたのか。また、総事業費はどのくらいか。

A. 少子政策課長

1. 新年度の入所に係る待機児童数は4月に調査を行い、6月頃公表する予定である。現時点ではまだ数字を持っていない。
2. 待機児童数のカウントは、認可保育所のほか、家庭保育室と保育ママなど公的助成を受けている施設に入所した場合はカウントから外している。それ以外の認可外保育施設に入所した場合は、待機児童としてカウントしている。
3. 市町村の保育所整備意欲は高まっている。平成25年度は認可保育所2,877人分を含む4,270人分の保育サービスの受入れ枠を拡大する見込みであり、さらに、平成26年度は認可保育所3,714人分を含む5,500人分を拡大する。今後とも認可保育所の整備を中心に市町村と連携し、待機児童対策を進めていく。なお、公立保育所の整備については市町村に税源移譲され、一般財源で対応するため、市町村が対応するものと考えている。

A. 社会福祉課長

4. 社会福祉事業団職員の現状の比率は常勤職員5.5、非常勤職員4.5で横ばいである。ただし、最近では常勤職員の採用を増やしている。平成22年度の新規採用者数は1人、平成23年度は19人、平成24年度は24人、平成25年度は27人の常勤職員を採用した。この27人のうち23人、85%は非常勤職員からの登用である。
今後は、常勤職員の比率を6割に近づけたいと考えており、意欲のある非常勤職員を常勤職員として積極的に登用していきたい。

A. 障害者福祉推進課長

5. 在宅重度心身障害者手当について、平成22

年1月の改正時に支給対象者を見直し、65歳以上で新たに障害者になった方は支給の対象者から外した。平成26年度においても変更の予定はない。その理由は、65歳以上で新たに障害者になった方については、介護保険制度による様々なサービスを利用している方が多い状況であり、高齢者福祉施策の中で総合的に支援すべきと考えるためである。

A. 福祉政策課政策幹

6. 福祉部では、平成23年度から発達障害支援に重点的に取り組んでいる。病院局に対しては、現在の小児医療センターで発達障害児の診療・療育の受入れの拡大について話し合いを進めてきた。その中で、小児医療センターが平成28年度に新都心に移転する計画が打ち出されたことから、企画財政部、病院局とも協議し、小児医療センターにおいて発達障害の診療体制を拡充し、福祉部で人材育成や親支援、地域の支援体制を強化することとした。

総事業費については、発達支援総合推進センターの建設工事は、新病院の建設工事と一体的に行われるため、面積按分し、総事業費の1.733%となる約7億1千万円の負担を予定している。

Q. 柳下委員

1. 現在地である岩槻の小児医療センターで発達障害を受け入れ、そこに支援センターを整備したいということか。
2. 65歳以上で障害者になった人が必ず介護を必要とするとは限らない。糖尿病で視力障害になった人など、障害に医療は切り離せず、費用が増える。なぜ、介護保険が理由になるのか。障害者の差別ではないか。
3. 保育所の整備をもっと進めてもらいたい。(要望)

A. 福祉政策課政策幹

1. 発達障害の診療・療育体制の強化は県全体の

課題であり、その支援拠点を新たな小児医療センターに整備しようとするものである。

A. 障害者福祉推進課長

2. 介護保険は一例を述べたままで、65歳以上で新たに障害者になった方は、高齢者福祉で総合的に支援していくものというのが理由である。また、平成22年1月の改正では、精神障害者保健福祉手帳1級所持者や、超重症心身障害児も新たに支給対象としたところである。